

平成29年6月16日
中部地方整備局

過失による粗雑工事に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所：鹿島道路株式会社 東京都文京区後楽1丁目7番27号
2. 指名停止措置期間：平成29年6月16日から平成29年7月15日まで（1ヶ月）
3. 指名停止措置の範囲：中部地方整備局管内

4. 事 実 概 要

鹿島道路（株）が、受注した「平成25年度 21号新揖斐川橋補修工事」において、国道21号新揖斐川橋の床版打替え及び炭素繊維シートによる補修・補強工事を実施したが、施工時の温度・湿度管理に不十分な点があったため、工事終了から約7ヵ月後の平成27年10月20日に炭素繊維シートの浮き・剥離を確認したものである。

当局からの修補請求に受注者が応じ、是正工事は受注者の費用負担により、完了した。

5. 指名停止措置理由

鹿島道路（株）が、過失による粗雑工事を行ったことは、「工事請負契約に係わる指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）別表第1第2号（過失による粗雑工事）に該当する。

よって、本件の指名停止期間は、1ヶ月とする。

<指名停止措置要領 別表第1>

措 置 要 件	期 間
(過失による粗雑工事) 2 当該地方整備局発注工事の所属担当官と締結した請負契約に係る工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上6ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 中村 久貴
契約課長補佐 土屋 修一 電話番号 (052) 953-8138